上郡町教育訓練支援事業

実 施 要 領

令和6年7月1日 上郡町商工会

事業名称	上郡町教育訓練支援事業
1	少子高齢化、人口流出などによる働き手の不足により、企業における慢性的
	な人手不足は今後も続くことが予想される。このような人材不足を解決し、企
	業の生産性を高めるため、既存人材のスキル向上・マルチスキル化(多能工化)
目 的 等	を図り、企業の業績向上を支援する。
	同事業の名称は、「上郡町教育訓練支援事業(以下教育訓練支援事業とい
	う。)」とする。
2	【教育訓練支援事業】
	事業所の事業主及び従業員が <u>新たな技能・資格等を習得するため</u> に必要とな
	る以下いずれかの経費を対象とする。
	①公的機関または公的機関に準ずる機関が実施する <u>業務に直接関係する</u> 講習
	会、職業訓練、技能講習等(以下、講習会)に参加した場合の受講料及びテ
	キスト代
	②業務に直接関係する資格及び免許取得のための講習会等に参加した場合の
 補助対象となる	受講料
教育訓練	運転免許に関する講習会については別表 1 参照
	【対象外となるもの】
	1. 入会金、授業料、受験料、年会費、更新料、登録料、材料代など
	2. 汎用性のある講習会等(普通自動車第一種運転免許、オフィスソフトの
	講習会など)
	3.業務に直接必要と認められないもの(美容院がドローン講習を受講等)
	4. 該当する費用に対し、他の補助金・助成金を受けているもの
	5. 事業の実施期間内に申請・受講・報告書提出が完了できないもの
	【対象事業者】
	申請時点に以下3つ全てを満たす事業者に従事する代表及び役員・従業員。
3 対象事業者	①上郡町内に本社または事業所(作業場、事務所等含む)を有する個人事業者
	及び法人
	②上郡町商工会の会員事業所
	③受講実施1年後のヒアリング調査(受講者の在籍確認、効果など)を実施す
	ることが可能な事業者
	※受講対象者の役職・雇用保険加入の有無は問わない
	【対象業種】 全業種を対象とする。

4	令和6年7月1日から令和7年2月28日まで。
事業の実施期間	※2月28日までに事業終了、経費支払、事業報告並びに補助金請求書の提
事 未 ジ天施列的	出が無い場合は対象外とする。
	・1人1回につき補助対象経費※の1/2
5	・1事業所に対する補助の合計額は5万円を限度とする。
補助の内容	※支援事業の対象経費は全て <mark>税抜き</mark> 。
	※1事業所の限度額の範囲内で複数の教育訓練を受講できる。
	【申請スキーム】
6 申請方法	①教育訓練支援を受けて受講したい講習会の <mark>実施7営業日前まで</mark> に、上郡町商
	工会へ申請書および受講内容がわかる書類(受講内容、実施日、金額、実施
	機関等がわかるもの)を提出。
	②講習会を受講し、受講を証明するものを取得(修了証やテキスト等)
	③講習会受講後1カ月以内に、上郡町商工会へ「報告書、修了証、受講料・テ
	キスト代の支払を証明するもの (領収書・振込控え)、補助金請求書」を提出。
	④報告内容を確認し、問題が無ければ補助金の支払いを行う。
7 支払業務等に関する 主要事項	【補助金支払業務】
	① 教育訓練支援を申請した事業所は、受講終了後「教育訓練支援事業補助金
	報告書及び請求書」に必要事項を記入の上、1カ月以内に報告書類ととも
	に商工会へ持参する。
	② 商工会は申請内容と相違が無いこと、報告書類が揃っていることを確認す
	る。
	③ 商工会は、補助金請求書の金額を確認後、金融機関より下記スケジュールに
	て事業所へ振込を行う。
	補助金請求の締日:偶数月の末営業日
	補助金の支払日:締日の翌月10日(休日の場合は翌営業日)
8 告知方法等	【告知方法】
	①具体的には、「商工会発行のチラシ」「商工会ホームページ」等を利用し、周
	知徹底に努める。

	①44.4.4.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.	
	①対象外経費について(再掲)1.入会金、授業料、受験料、年会費、更新料、登録料、材料代など	
	2. 汎用性のある講習会等(普通自動車第一種運転免許、オフィスソフトの	
	講習会など)	
9	3.業務に直接必要と認められないもの(美容院がドローン講習を受講等)	
	4. 該当する費用に対し、他の補助金・助成金を受けているもの	
	5. 事業の実施期間内に申請・受講・報告書提出が完了できないもの	
	②事業報告・助成金の請求にあたって	
	1. 実施後1ヶ月以内に報告書、請求書を提出すること。	
	2. 受講料・テキスト代の支払いは原則振込支払いとすること。	
取扱いに係る		
注意事項	③受講のキャンセルについて	
	・教育訓練支援事業申請を行っていた講習会の受講を取りやめる場合は、商	
	工会へ申請の取り下げを速やかに行うこと。取り下げ後、再び申請を行う	
	場合は「6.申請方法【申請スキーム】」に則り、新規申請として取り扱い	
	するものとする。	
	9 3 60 6 9 3.	
	④事業の終了について	
	・事業期間は令和6年7月1日から令和7年2月28日までとなりますが、	
	申請数が補助上限に達した場合は、事業期間に関わらず申請受付を終了と	
	中間数が補助工限に建した場合は、事業期間に関わりり申請支付を終了としまる。	
	①自社が主催の「教育訓練支援事業」に自社の事業主または役員・従業員が参	
1 0	加した場合は対象外とする。	
不適切な行為	②「教育訓練支援事業」の利用を見込んで、受講先に対し、受講料・テキスト	
	代に物品およびその他の費用を含めるよう仕向けてはならない。	
	①受講後1年以内に受講者が退職、廃業等をした場合、また、1年後のヒアリ	
	ング調査に応じない場合は、補助金を返還するものとする。(やむを得ない場	
1 1	合を除く)	
補助金の返還	②取扱対象事業所が、本実施要領に違反した場合には、商工会は補助金の支払	
	いを拒否(すでに支払い済みの場合は補助金の返却を命じる)し、その旨を	
	上郡町役場(地域振興課)へ報告するものとする。	

本事業は上郡町の補助により実施しています

【別表1】

教育訓練支援の対象となる免許種類は以下の通り。ただし、対象となる免許であっても、業務に直接 関係すると認められない場合は対象外とする。

免 許 種 類	第一種	第二種
大 型	0	0
中 型	×	0
準 中 型	×	_
普通	×	0
大型特殊	0	0
小型特殊	×	_
けん引	0	0
自動二輪(普・大)	×	_
原付	×	_